判例と実務シリーズ: No.307

建築物の著作物性

大阪地裁 平成15年10月30日判決(民事第21部) 平成14年(ワ)第1989号 著作権侵害差止等請求事件(第1事件) 平成14年(ワ)第6312号 著作権侵害差止等請求事件(第2事件)

窪 田 英 一 郎*

抄 録 本来,著作権法は文化の発展を目的とするものであるが,近年,同法は産業保護法としての性格を帯びている。しかし,著作権を用いた訴訟によって産業保護を達成するのは容易なことではなく,本判決もそのことを示すよい例である。本判決は,従来の通説的見解に立って,「建築の著作物」として認められるためには単なる創作性を超えた芸術性・美術性を要するとして原告の第1事件における請求を棄却しており,法解釈の観点からは結論としてやむを得ないのかも知れない。しかし,本件のような事例において原告側の請求が認められないことで,正常な商慣習に反する行為が放置されるおそれがあり,立法をも視野に入れて,このような場合の救済を検討すべきであると考えられる。

目 次

- 1. 事案の概要
 - 1.1 第1事件の概要
 - 1.2 第2事件の概要
- 2. 争 点
 - 2.1 第1事件の争点
 - 2.2 第2事件の争点
- 3. 争点についての当事者の主張
 - 3.1 第1事件について
 - 3.2 第2事件について
- 4. 本判決の判断
 - 4.1 第1事件について
 - 4.2 第2事件について
 - 4.3 結論
- 5. 考察
 - 5.1 建物の著作物性について
- 6. 実務上の留意点
 - 6.1 著作権法による産業の保護
 - 6.2 他の法律による保護
 - 6.3 まとめ

1. 事案の概要

1.1 第1事件の概要

原告は、住宅のトップメーカーであり、「グルニエ・ダイン J X」シリーズを企画開発・設計し、同シリーズ中の住宅として、平成10年4月25日から「大屋根インナーバルコニータイプ」(原告建物、その正面図を図1に示す)の販売を開始した。原告建物は、全国の住宅展示場に展示され、「グルニエ・ダイン J X」のカタログにも写真によって掲載されている。

「グルニエ・ダイン J X」を含むグルニエ・ダインシリーズは、通商産業省認定の平成10年度グッドデザイン賞を受賞している。

被告は、やはり住宅メーカーであり、図2に 示すモデルハウス(被告建物)を全国4カ所に 建築・展示し、パンフレット・チラシ・新聞広

^{*} 弁護士・弁理士 Eiichiro KUBOTA

告などにもその写真を掲載している。

原告は、被告建物の建築等が原告の本件建物に関する著作権を侵害するものであるとして提訴し、同時に被告の行為が不正競争防止法2条1項3号の「形態模倣」にも該当すると主張した。



図1 原告建物



図 2 被告建物

1.2 第2事件の概要

原告は、自らが設計・建築した「エム・グラヴィス ベルサ」の建物(本件建物とはまったく異なるものである)を写真撮影し、これにC G加工をした写真を完成させた(原告写真、写真 1)。

被告は、写真2に示す被告写真を用いてチラシを作成・配布した他、同写真を新聞に広告として掲載した。

原告は、被告写真が原告写真を複製ないし翻 案したものであるとして、被告写真の配布等の 禁止と損害賠償を求めた。



写真 1 原告写真

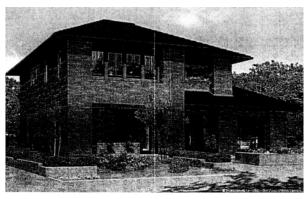


写真 2 被告写真

2. 争 点

2.1 第1事件の争点

- (1) 被告建物の建築,販売,展示は,原告建物に関する原告の著作権を侵害するか
 - ・原告建物の著作物該当性
 - ・複製・翻案の存在
 - (2) 被告建物は、原告建物を模倣したものといえるか(不正競争防止法2条1項3号)
 - (3) 損害額

2.2 第2事件の争点

- (1) 被告写真の利用は、原告写真に関する原告の著作権を侵害するか
 - ・原告写真の著作物該当性
 - ・複製・翻案の存在

(2) 損害額

3. 争点についての当事者の主張

3.1 第1事件について

(1) 原告建物の著作物該当性

原告は, 原告建物のデザインの創作過程にお いては、まずデザイナーがそのコンセプトに基 づいて外観デザインキーワードを選択し,次に この外観デザインキーワードに基づくスケッチ を製作し, さらに試作模型を製作し, 大屋根の ボリュームと下屋,バルコニーバランスを検討 し、次に改良模型製作のためのイメージスケッ チを製作した後、構造、配置、組合せ、広さや 長さ, バランスなどのメインシルエットを決定 して改良模型を製作する,原告建物の最終的な 外観デザインは改良模型を基本にさらに細部が 検討された結果創作されたものである, として, このような高い自由度がある中で試行錯誤がな された結果完成したデザインには建築家の芸術 的個性と才能が現れているとして, 原告建物の デザインは「建築の著作物」に該当する,と主 張した。

これに対し、被告は、著作権法10条1項5号の「建築の著作物」とは、同法2条1項1号にいう「著作物」の定義からして、宮殿、城、寺院、凱旋門、塔など建築美を創造的に表現する建築芸術に限られ、通常のビル、住居等の建物はこれに該当しないと解される、とし、実用的建物である原告建物のデザインは「建築の著作物」には該当しない、と主張した。

(2) 複製・翻案の存在

原告は、原告建物の玄関側外観は、①玄関に向かって右側に大屋根を大きく葺き下ろし、② 下屋屋根に接して2階のサッシ窓を設けるとと もに、③地面近くから屋根の付近までの勾配破 風サッシを配してアクセントを加え、④反対側 には、面積の少ない上屋屋根と軒の深い面積の 広い下屋屋根を葺き、⑤切妻面の一部をアルコ 一ブ状に下げ、下屋屋根と一体感を持たせた中 央に袖壁を設置したインナーバルコニーを配し、 ⑥下屋屋根の軒下にはテラスを配している、と いった独創的・個性的な特徴を有しており、被 告建物の玄関側外観もこれらの特徴を有してい る、として、被告建物は原告建物の著作物とし ての本質的部分の部分引用であると主張し、ま た原告建物が広く展開されていたことから、被 告建物が原告建物に依拠したものであることも 認められるとした。

これに対し、被告は被告建物が原告建物に依拠したものではなく、また玄関側外観をとっても、玄関の位置、その形状、玄関周りの形状、大屋根下の窓の個数・位置・形状、2階ベランダの形状がまったく異なるので、複製・翻案物には当たらないと主張した。

(3) 形態模倣

原告は、不正競争防止法2条1項3号における「商品の形態」は、原則的には商品全体の形態であるが、商品の一部の形態であってもその形態が意匠の要部のように商品形態を特徴付ける重要な役割を果たしているときには、部分の形態であっても「商品の形態」に当たるとし、原告建物と被告建物とは、玄関側以外の外観において相違があるとしても、玄関側の外観において同一または実質的に同一であり、被告建物は原告建物の形態を模倣したものであると主張した。

これに対し、被告は、原告が原告商品形態として主張する特徴は、いずれも従来から存在するありふれた形態ないし機能上必然的な形態であり、不正競争防止法2条1項3号かっこ書きの「同種の商品が通常有する形態」に過ぎないとして、原告の主張を争った。

3.2 第2事件について

(1) 原告写真の著作物該当性

原告は、原告写真は、被写体として「エム・グラヴィス・ベルサ」を選択したこと自体において、また、「エム・グラヴィス・ベルサ」の持つイメージをより具体化するための撮影の方法、組合せ、配置等において創作的な表現がされており、写真それ自体に著作権法上の保護に値する独自性が存する、として原告写真は著作物に該当すると主張した。

これに対し、被告は、写真の著作物の場合、 単なる機械のメカニズムを利用して被写体を忠 実に再現することは機械的な複製にすぎないか ら著作物性を欠き、単なるカメラの機械的な作 用にのみ依存することなく、被写体の選定、写 真の構図、光量の調整等に工夫を凝らし、撮影 者の個性が写真に表れている場合にのみ創作性 が認められるところ、原告写真においてはこの ような工夫がされた事実はなく、原告写真は写 真の著作物には当たらない、と主張した。

(2) 複製・翻案の存在

原告は、原告写真と被告写真の画像を重ね合わせることにより被告写真が原告写真の複製であることも容易に証明される等として、被告写真が原告写真を複製ないし翻案したものであると主張した。

これに対し、被告は原告写真と被告写真との間には、窓枠や窓の配置、バルコニー部分の花の装飾の存否、外観の色調、バルコニーの存否、煙突の存否、ドアのデザインなど種々の相違点があり、被告写真は原告写真とは別個の新たな創作的表現によって作成されたものであって原告写真の複製・翻案物ではないと主張した。

(3) 損 害

原告は、原告写真の著作権侵害にかかる損害

として、主位的には著作権法114条1項に基づいて被告が被告写真を使用したことによって得た利益を、予備的には同114条2項に基づく使用料相当損害金を主張し、金100万円の損害賠償を求めた。

これに対し、被告は使用料相当額の金額を争った。

4. 本判決の判断

4. 1 第1事件について

(1) 原告建物の著作物性

本判決は、「建築の著作物」に関する創作性の 程度について、以下のとおり判示した。

「著作権法により『建築の著作物』として保護 される建築物は、同法2条1項1号の定める著 作物の定義に照らして, 美的な表現における創 作性を有するものであることを要することは当 然である。したがって、通常のありふれた建築 物は、著作権法で保護される『建築の著作物』 には当たらないというべきである。一般住宅の 場合でも, その全体構成や屋根, 柱, 壁, 窓, 玄関等及びこれらの配置関係等において, 実用 性や機能性のみならず, 美的要素も加味された 上で、設計、建築されるのが通常であるが、一 般住宅の建築において通常加味される程度の美 的創作性が認められる場合に、その程度のいか んを問わず、『建築の著作物』性を肯定して著作 権法による保護を与えることは、同法2条1項 1号の規定に照らして、広きに失し、社会一般 における住宅建築の実情にもそぐわないと考え られる。一般住宅が同法10条1項5号の『建築 の著作物』であるということができるのは、一 般人をして,一般住宅において通常加味される 程度の美的要素を超えて、建築家・設計者の思 想又は感情といった文化的精神性を感得せしめ るような芸術性ないし美術性を備えた場合,す なわち、いわゆる建築芸術といい得るような創

作性を備えた場合であると解するのが相当である。」

その上で、本判決は、原告建物について、「和 風建築において人気のある, その意味では日本 人に和風建築の美を感じさせるということがで きる, 切妻屋根, 陰影を造る深い軒, 全体的な 水平ラインといった要素や、インナーバルコニ 一, テラス, 自然石の小端積み風の壁といった 洋風建築の要素を, 試行錯誤を経て配置, 構成 されていると認められるから, 実用性や機能性 のみならず, 美的な面でそれなりの創作性を有 する建築物となっていることは否定できない。」 としつつも、このような、和風の一般住宅を建 築する場合,種々の要素が設計・建築途上での 試行錯誤を経て、配置・構成されることはごく 常識的なことであること、原告建物が通常の一 般住宅が備える美的要素を超える美的な創作性 を有し、建築芸術といえるような美術性、芸術 性を有するとはいえないことから、原告建物は 著作権法上の「建築の著作物」に該当するとい うことはできない, と結論付けた。

また、グッドデザイン賞の受賞について、本 判決は、グッドデザイン賞を受賞したのは原告 建物だけではなく、グルニエ・ダインシリーズ 全体であること、グッドデザイン賞の選定に当 たっては単に外観の美しさだけではなく,工業 製品としての機能や,同じ外観の製品の大量生 産が可能か否かという工業製品の生産性に関わ る事項(再現性等)も相当程度考慮されている こと, 受賞理由として多様な敷地条件やライフ スタイルに適応した設計が可能なシステム商品 であるという機能面が強調されており、美感に 関しては商品概要の欄に「オーソドックスな屋 根型シルエット」という抽象的な指摘があるに とどまること、などから、単にグッドデザイン 賞を受賞したことをもって原告建物に美術性・ 芸術性が具備されていると認められるものでは ないとしている。

(2) 形態模倣の有無について

本判決は、まず商品の一部の形態を不正競争防止法2条1項3号にいう「商品の形態」と見得るか、という点について、「商品の形態」とは、流通に置かれる当該商品全体の形態を指すものと解すべきであるとして、居住用の建物に関しては、玄関側の外観のみの特徴をもって建物全体の特徴であるとし、正面外観を「模倣」の判断基準とすることはできない、とした。

そして、本判決は、原告建物と被告建物を、玄関側(正面)以外の面で対比すると、各面の外観に現れる屋根と壁面の形状、屋根の大きさ、窓の個数・配置・大きさ等において、顕著に相違しており、少なくとも、玄関側以外の外観上は、原告建物と被告建物の形態が同一ないし実質的に同一といえるほどに酷似しているとはいえないことが明らかであるとし、さらに原告建物と被告建物の玄関側(正面)外観は、下屋屋根のスペース、窓の配置や大きさ、玄関の位置、壁面の出入りの具合い、軒の深さ、テラスの有無等の違いがあり、印象も異なったものとなっているとして、仮に玄関側だけをとっても被告建物は原告建物を模倣したものとはいえないと結論付けた。

4. 2 第2事件について

(1) 原告写真の著作物性

本判決は、原告が原告写真を撮影するに当たって「エム・グラヴィス・ベルサ」のキャッチフレーズに沿い、原告のイメージを損なわず、かつ顧客吸引力あるものとなるよう、構図や光線の照射方法を選択、決定し、調整した上で撮影したこと、原告が撮影された写真を元にして不要なものを消去し、玄関先、バルコニー、テラスなどに樹木等を配し、建物周辺にも敷石や樹木等を配するなどのCG出力処理を施して原告写真を完成していることなどから、「原告写真は、被写体の選定、撮影の構図、配置、光線の

照射方法,撮影後の処理等において創作性があるものと認められ,原告の思想又は感情を創作的に表現したものとして,著作物性を有するものというべきである」とした。

(2) 複製・翻案の存在

本判決は、原告写真と被告写真をスキャニングし、原寸でOHPフィルムにて出力したものを重ね併せると寄棟造りの屋根、建物右側の葺き下ろしの屋根、建物左側1階部分の窓、2階部分の窓、建物右側の玄関、奥まったインナーバルコニー、右端の1階部分及びその窓がほぼ一致すること、被告が主張する両者の違いは些細な点で、格別の意味を持たないものであること、などから、被告写真は原告写真に依拠して原告写真を複製して作成されたものであると認定した。

(3) 損 害

本判決は、原告写真の複製行為と被告の住宅 建築数の増加との間に因果関係があることは認 められないとして原告の著作権法114条1項の規 定に基づく主張を排斥し、同2項を適用して被 告に40万円の損害を認めた。

4.3 結 論

本判決は、上記した判断過程から、第1事件については原告の請求を棄却し、第2事件については被告写真の使用の差止め、チラシ等の廃棄及び40万円の損害賠償を認めた。

5. 考 察

5.1 建物の著作物性について

(1) 本判決は、一般住宅が「建築の著作物」 に該当するためには、通常加味される程度の美 的創作性では足りず、「建築家・設計者の思想又 は感情といった文化的精神性を感得せしめるよ うな芸術性ないし美術性を備えた場合,すなわち,いわゆる建築芸術といい得るような創作性 を備えた場合」でなければならないとする。

このような解釈は、従来の判例^{1)・}学説²⁾がとってきた解釈であり、特に目新しいものではない。

しかし、一般の著作物については、このような芸術性・美術性が要求されていないのに、どうして「建築の著作物」に限ってこのような芸術性・美術性が要求されるのかについては、本判決は十分説明を行っていない。

一般の著作物については、例えば東京高裁昭和62年2月19日判決³が示すように、「『思想又は感情』とは、人間の精神活動全般を指し、『創作的に表現したもの』とは、厳格な意味での創作性があるとか他に類例がないとかが要求されているわけではなく、『思想又は感情』の外部的表現に著作者の個性が何らかの形で現れていれば足り、『文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する』というのも、知的、文化的精神活動の所産全般を指すものと解するのが相当である」という考え方が一般的であり、そこに創作性があれば著作物として成立し、芸術性といった要件が要求されている訳ではない。

本判決は、著作権法2条1項1号の定める「著作物の定義に照らして」、「建築の著作物」には芸術性が必要である、とするが、同号は単に著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」としているだけであって、また一方で、著作権法10条1項は、「美術の著作物」と「建築の著作物」とを峻別している。上記東京高裁の判決から考えても、法文上「建築の著作物」について芸術性が必要とされる理由は明らかでないと言わざるを得ない。

(2) 「建築の著作物」に建築芸術といえるような芸術性が必要だと考える学説は,「建築物の

著作権を保護する趣旨が、建築物の美的形象を 模倣建築による盗用から保護することにあり、 通常のありふれた建築物までを著作物として保 護すると、後続する建築物の多くが複製権侵害 となってしまうからである」とする⁴⁾。

また、著作権法に「建築の著作物」が加えられた際の政府委員の国会答弁、現行著作権法の文部省審議会の答申等にも、建築の著作物については芸術性を要する、とする考え方が表れている⁵⁾。

(3) しかし、「建築の著作物」について芸術性を必要とする学説が唱えるように、「通常のありふれた建築物までを著作物として保護すると、後続する建築物の多くが複製権侵害となってしまう」というような真に不都合が生じる事態が起きるとはちょっと考えにくい。

著作権の複製権侵害が認められるためには、 ①複製されたとする著作物の著作物性(創作性等)、②複製物とされる物と著作物との同一性、 ③著作物への依拠、といったハードルを越える 必要があるのであり、「ありふれた建築物の後続 建築物」であれば、これらの要件のいずれかが 欠けるであろうことは容易に想像ができる。

また、上記学説及び従来の判例は、結果的に、一般住宅、特に大量生産される住宅については、如何に第三者がこれを模倣したとしても、著作権法上の保護を事実上否定するものであり、結論的にも妥当なものとはいえないと考える。あるいは、上記学説及び判例は、「建築の著作物」を応用美術に近いものと考えているのかも知れないが、通常の応用美術であれば意匠権による保護が考えられる一方、「建築物」は意匠法における「物品」ではないと考えられておりら、建築物について意匠法上の保護が与えられることもない。

私見としては、「文化的精神性、芸術性等の多 分に主観的な要素により建築の著作物の著作物 性を判断することが適切かは問題である。建築の著作物が著作物の例示として掲げられた以上、建築の著作物の芸術性ではなく、建築自体の創作性の有無によりその著作物性を判断するのが適切ではなかろうか。」5)とする学説が妥当であると考え、これに与するものである。

6. 実務上の留意点

6.1 著作権法による産業の保護

(1) 著作権法は、元々文化の発展に寄与することを目的とする法律であり(著作権法1条)、産業の発達に寄与することを目的とする特許法(特許法1条)等の産業財産権法とは一線を画すものである。

しかし、1985年にコンピュータ・プログラムが著作権法上保護されることが明定されるなど、近年著作権法は産業保護法としての色彩を帯びてきており、本件訴訟のように、著作権法が企業の競争力を保全するために用いられることもめずらしいことではなくなっている。

だが、現在多く見られる著作権紛争においては、いざ著作権に基づいて権利を行使しようとすると、原告は原告著作物の著作物性、なかんずくその創作性の点で苦労をさせられることが頻繁に見受けられ、著作権法は必ずしも産業保護法としては機能していない。以下、若干の実例を挙げながらこの点を見ていく。

(2) 著作権による保護が難しい分野の一つとして、ビジネスソフトウェアの分野がある。

裁判所は、被告のグループウェアのインターフェイスが原告のグループウェアの著作権を侵害するかが問題となったサイボウズ事件⁷⁰において、ビジネスソフトウェアにおける創作的要素を限定した上で、その限定された創作的要素を感得できる程の類似性がない、として著作権侵害の成立を否定した。

同様に、被告のスケジュールソフトのインターフェイスが原告のスケジュールソフトの著作権を侵害するかが問題となったアイフェイス事件®においても、裁判所は、アドレス帳、スケジュール管理ソフトといったものが多く存在することから、「各表示画面における書式の項目の選択やその並べ方、各表示画面の選択・配列などの点において、作成者の知的活動が介在し、作成者の個性が創作的に表現される余地があるが、作成者の思想・感情を創作的に表現する範囲は、…限定されているものというべきである」として、サイボウズ事件と同様に侵害を否定した。

さらに、ソフトウェアではないが、最近では、原告の雑誌におけるツメ見出し、カプセル等の使用を含むレイアウトの著作権が問題となったケイコとマナブ事件⁹⁾において、裁判所は、具体的な編集対象物を離れた体系的な構成は、編集著作物の対象とはなり得ないとして、レイアウトそのものの著作権による保護を否定している。

これら判決において、おそらく裁判所は創作性のハードルを低くして容易に著作物性を認めてしまうと、逆に新規参入を阻むことになり、産業の発達に却って不都合が生じると考えていると思われ、それはそれで一つの一貫した考え方ではある。しかし、本件訴訟も含め、このような裁判を起こす原告側は、多くの場合やみくもに訴訟を起こしている訳ではなく、訴訟に至るのは、原告から見れば被告の行為はフリーライドであり、原告が被告の行為を商慣習上極めて許しがたいと考えている場合がほとんどである。このような原告の立場からすれば、自らの投資に対して何らの保護も与えられないのは極めて不当に映ってもやむを得ない。

6.2 他の法律による保護

(1) 意匠法による保護

上述のとおり、不動産については意匠による 保護は受けられないとされており、本件訴訟に おいて原告が意匠法による保護を受けられたと いう余地はない。

不動産以外の通常の「物品」であれば、一応 意匠法による保護は考えられる。しかし、特に ライフサイクルの短い商品については意匠によ る保護を求めるのは非現実的であり、そのため に不正競争防止法2条1項3号が設けられた経 緯もある。また、必ずしもライフサイクルの短 くない商品であっても、常に意匠出願を心がけ るというのは費用的に必ずしも容易なことでは ない。

(2) 不正競争防止法による保護

サイボウズ事件においては、原告は自らのインターフェイスが周知な商品等表示であるとして、不正競争防止法2条1項1号に基づく主張をしているが、裁判所はこれを排斥している。 2条1項1号に基づく請求が認められる場合というのは、かなり限られるものと思われる。

本件訴訟において、原告が不正競争防止法2 条1項3号に基づく請求をしていることは既述 のとおりであるが、物品の形態の一部の模倣で あっても「商品形態の模倣」にあたるという原 告の主張は排斥されている。アイフェイス事件 においても、原告はインターフェイスそのもの が「商品の形態」であるとして主張を行い、裁 判所もこれを前提とした判断はしているが、結 果的に「形態の模倣」があったことについては 否定されている。

不正競争防止法2条1項3号については,元々 デッドコピーに近いものから商品を保護するこ とに立法目的があり⁹⁾,「模倣」の意義を広く捉 えることにはおそらく抵抗があろう。その意味 で,不正競争防止法による保護も十分なものと はいえない。

(3) 一般不法行為

著作権侵害が否定されたものの, 結果的に一

般不法行為の成立が認められた事例としては, 車両データベース事件¹⁰⁾がある。しかし,同じ 裁判所の同じ部でその後に行われたアイフェイ ス事件判決では,裁判所は「市場における競争 は本来自由であるべきことに照らすと,著作権 侵害行為や不正競争行為に該当しない行為については,当該行為が,ことさら相手方に損害を 与えることを目的として行われたなどというな 等段の事情が存在しない限り,民法上の一般不法行為を構成することもないというべき。 ある」と述べており,車両データベース事件の 考え方は既に過去のものとなったと考えるべき である。サイボウズ事件,ケイコとマナブ事件 も,このアイフェイス事件と同じ枠組みでの判 断を行っている。

さらに、最高裁判所は、競争馬パブリシティ事件¹¹⁾で、商標法、著作権法、不正競争防止法等の知的財産権関係の各法律がどのような場合に侵害が成立するかを定め、その反面、それに該当しない行為は自由であることを前提にしているとして、「競走馬の名称等の無断利用行為に関する不法行為の成否については、違法とされる行為の範囲、態様等が法令等により明確になっているとはいえない現時点において、これを肯定することはできないものというべきである。」と判断している。

このような一連の裁判所の考え方からすれば、 著作権侵害が否定された場合に、不法行為によ る救済が認められる事例は、極めて稀であるこ とになろう。

6.3 ま と め

以上述べてきたところからある程度明らかになったと思われるが、著作権法は産業保護法としての意味合いを強くしているものの、実際の裁判にあたって著作権による保護を求めるのには多くの苦労を伴う場合が多い。また、著作権による保護が否定された場合に他の法律による

保護を求めるのも困難である。

一方、世の中には商慣習に反するフリーライドないし模倣が後を絶たず、これら行為すべてを放置することは一定の投資をした者からすれば許せないものである。本件の場合でも、住宅デザインを開発するには多大な労力と投資とを要しているはずであり、またその結果として、グッドデザイン賞の受賞ないし原告建物のモデルハウスとしての成功という成果を得たはずである。被告が真に模倣の意図をもって被告建物をデザインしたか否かはともかく、原告から見れば似たデザインの住宅をモデルハウスとして使用されることは到底耐えられるものではなく、にもかかわらず、何らの保護も受けられないとすることは、原告にとっては不公平な結果と映ってもやむを得ない。

現在の裁判の傾向からすれば、このような場合でも、保護を受けられない空白地帯が存在することになるが、これを是として今の枠組みでいくのか、それともこのような事態を想定して、立法も視野に入れて¹²⁾一定の措置を講じた方がよいのか、議論の高まりを期待したいところである。

注 記

- 1) 福島地裁平成3年4月9日判決
- 2) 加戸守行,著作権法逐条講義(三訂新版), p.117 (2000)著作権情報センター中島 徹,別冊ジュリストNo.157, pp.36~37(2001)
- 3) 判例時報1225号 p.111, 判例タイムズ629号 p.221
- 4) 中島・前掲注記 2) p.36
- 5) 山中伸一, 別冊ジュリストNo.128, pp.50~51(1994)
- 6) 特許庁編,工業所有権法逐条解説(第16版), p.876 (2001) 発明協会
- 7) 東京地裁平成14年9月5日判決, 判例時報1811号 p.127, 判例タイムズ1121号 p.229
- 8) 東京地裁平成15年 1 月28日判決, 判例時報1828号 p.121
- 9) 通商産業省知的財産政策室監修,逐条解説不正競争防止法,p.38(1994)有斐閣

- 10) 東京地裁平成14年 3 月28日判決(平成13年 5 月25 日中間判決), 判例時報1774号 p.132, 判例タイム ズ1081号 p.267, 判例時報1793号 p.133, 判例タイ ムズ1104号 p.209
- 11) 最高裁平成16年2月13日判決
- 12) 不正競争防止法平成5年改正の際の産業構造審議会 知的財産政策部会の「不正競争防止法の見直しの方向」(平成4年12月14日)では、一般条項の

導入も検討されているが、結果として一般条項の 導入は見送られた(前掲逐条解説不正競争防止法、 p.148~151)。しかし、同部会における検討におい ては、不正競争防止法に一般条項を設けなくとも、 金銭賠償については不法行為による救済があると 考えられていたと思われる。

(原稿受領日 2004年4月15日)

